

# 事業概要

## 新たな執行体制の構築に向けた検討

新たな執行体制の構築に向けて、個々の職員の役割分担がさらに明確になるような勤務体制 職務意欲の高揚と能力開発を進めることによる職員の総合力向上 人員増に頼ることなく市民ニーズに対応できる効率的な部隊運用について検討を行った。

## 業務運営管理の強化

P D C A サイクルを確立するため、「消防局運営方針」「新時代行政プラン・アクションプラン」等の取組状況を消防局改革推進委員会において進ちょく管理するとともに、「消防事業計画」に掲げる事業について新たに到達目標を設定し、振り返り（評価）を実施した。

また、消防署の事務執行に関する調査結果に基づき、業務の効率的な執行と適正な運営管理にあたっての参考資料とするため、「消防署における報告事務一覧表」を作成した。

## 時代認識に立った消防署所整備の検討

青葉区内の消防出張所の整備手法をスクラップアンドビルド方式としたほか、次期プラン以降の消防署所整備計画（案）を作成した（計画メッシュを6から2に変更、消防署所を2出張所とし、既存出張所の廃止により対応）。

港湾消防体制についても見直しを行い、3方面体制から2方面体制に変更することとした。

## I T 施策の推進

電子市役所推進計画に基づき、個人情報への接続記録の収集、保存及び開示請求等に係る対応や電子市役所推進計画へ対応するために情報基盤整備の調整を行った。

## 消防総合情報管理システムの適正な運用管理

法令等の改正に伴うプログラム改善、システムの適正な運用管理に必要な保守や情報管理に関する教育等を行い、消防総合情報管理システムの適正な運用管理を行った。

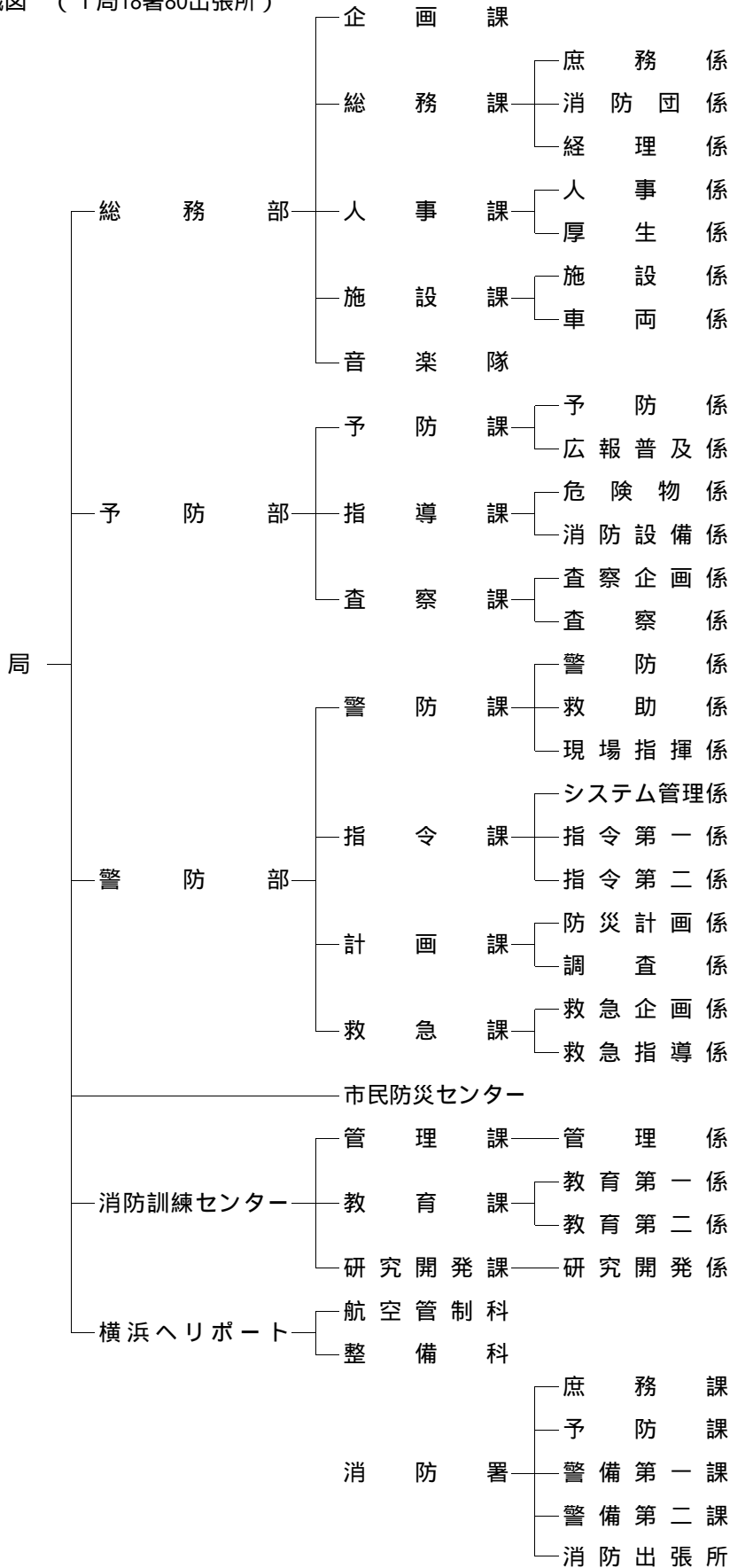
## 情報セキュリティ意識及び情報リテラシーの向上

I T 化推進に伴い、消防情報ネットワークにおいて個人情報等の様々な情報資産を取り扱うことから新任課管理補助者等への研修や情報セキュリティに関する監査の実施、所属教育の教材の作成・配布及び監査マニュアルの作成・配布を行うなど職員の情報セキュリティ意識の向上を図った。

また、職員研修を補完するため消防情報メールマガジンを発行し、I T 技術の基礎知識やセキュリティ関連情報を提供し情報リテラシーの向上を図った。

# 消防組織

消防組織図 (1局18署80出張所)



消防署	支署	課	出張所	支署	出張所	
消防署 — 18 —	鶴見	庶務課	生 麦 消防出張所	金沢	" 6	東六富岡 "
		予防課	大黒町 "			富浦岡 "
	警備第一課	未吉 "	" 6		釜利谷 "	
		入船 "			網見台 "	
	警備第二課	矢向 "	" 6		日篠吉 "	
		岸谷 "			高田 "	
	9	寺尾 "	" 6		小机 "	
		駒岡 "			十日市場 "	
	鶴見水上	鶴見水上 "	" 6		長津田 "	
		入江町 "			白が丘 "	
神奈川	入江島 "	" 5	藤元志野 "			
	菅田倉見 "		荏荏田 "			
" 5	片松見 "	" 5	勝川和 "			
	浅間町 "		佐江戸 "			
" 2	浅間谷 "	" 5	仲町台 "			
	山手方 "		大吉正 "			
中	山下町 "	" 5	5	鳥が丘 "		
	山元町 "		東戸塚 "			
" 5	本牧和田 "	" 5	2	深豊田 "		
	中村町 "		上郷 "			
" 3	大岡川 "	" 4	" 4	岡津 "		
	六ツ谷 "			中野園 "		
港南	芹が庭 "	" 4	" 4	緑中瀬谷 "		
	野南台 "			3	阿久和 "	
" 4	港上永谷 "	" 4	" 4	3		
	西谷陣 "			3		
保土ヶ谷	本今井坂 "	" 4	" 4	3		
	権太坂 "			3		
旭	さちが丘 "	" 6	" 4	3		
	都本宿台 "			3		
" 6	南葉沢宿 "	" 6	" 4	3		
	若市今宿 "			3		
磯子	杉田 "	" 3	" 3	3		
	磯子水上 "			3		
" 3	磯子水上 "	" 3	" 3	3		
	洋光台 "			3		



公布年月日 (施行・適用年月日)	種類・番号	題 名	制 定 ・ 改 廃 の 理 由 及 び 内 容 要 旨
16.3.1 (16.4.1)	消防局達 第 1 号	火災等調査規程及び横浜市消防局応急手当普及啓発規程の一部改正	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行に伴う様式中の性別記載欄の削除
16.3.8 (16.3.31)	消防局達 第 2 号	横浜市火災調査協力者報償金支給規程の廃止	現場質問調書の導入等に伴う火災調査協力者報償金支給の廃止
16.3.25 (16.3.25) (16.4.1) (16.6.1)	横浜市条例 第34号	横浜市火災予防条例の一部改正	防火管理者資格取得講習に関する手数料徴収についての規定化、少量危険物に係るタンクの水張検査等の手数料の納付時期及び不返還についての規定化、消防法の一部改正に伴う所要の規定の整備(「別表」を「別表第1」に改正)並びに消防法施行規則の一部改正に伴う所要の規定の整備(自動火災報知設備の設置基準の改正)
16.3.25 (16.3.25)	横浜市規則 第23号	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例(横浜市条例第34号)の一部の施行期日を平成16年6月1日とするもの
16.3.25 (16.4.1)	横浜市規則 第28号	横浜市勤労者福祉共済条例施行規則等の一部改正	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行に伴う様式中の性別記載欄の削除・横浜市消防団員等公務災害等補償条例施行規則
16.3.25 (16.4.1) (16.6.1)	横浜市規則 第37号	横浜市火災予防規則の一部を改正する規則	防火管理者資格取得講習の受講に関する手続についての規定化、避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごについての規定化、消防法の一部改正に伴う所要の規定の整備(「別表」を「別表第1」に改正)等
16.3.25 (16.4.1)	消防局告示 第 1 号	防火管理者資格取得講習の実施方法の一部改正	防火管理者資格取得講習の受講手続に関する規定の整備及び受講対象者の変更
16.3.25 (16.4.1)	消防局告示 第 2 号	横浜市火災予防条例第69条の2の規定により消防長が指定する防火対象物の一部改正	横浜市火災予防条例の一部改正に伴う所要の規定の整備(「第69条の2」を「第69条の3」に改正)
16.3.30 (16.4.1)	消防局達 第 3 号	横浜市消防職員待機宿舎規程の一部改正	都岡寮の改修に伴う使用料の改定、待機宿舎の定義の明確化、使用者の連絡体制の確保の徹底、連絡員の設置についての手続の明確化等に関する規定の整備

16.3.30 (16.4.1)	消防局達 第4号	横浜市消防局消防車両等 安全管理規程の一部改正	題名の改正並びに副安全運転管理者の選任につ いての規定の改正、整備管理責任者の新設、は しご車等点検記録簿の様式の変更等
16.3.31 (16.4.1)	消防局達 第5号	救急規程の一部改正	救急活動調査委員会の新設、保健婦助産婦看護 婦法の一部改正に伴う所要の規定の整備(「看 護婦」を「看護師」に改正等)、性同一性障害 者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行に 伴う様式中の性別記載欄の削除等
16.4.1 (16.4.1)	消防局達 第6号	横浜市消防職員の訓戒等 取扱規程の一部改正	各部長及び所属長に対する「局長注意」につ いての規定化、訓戒及び注意を「措置」として位 置づける改正並びに処分説明書の削除等
16.4.1 (16.4.1)	消防局達 第7号	横浜市消防職員倫理規程 の制定	消防職員の職務に係る倫理の保持に資するた めに必要な措置を講じ、公務に対する市民の信 頼を確保するため横浜市職員倫理規程に準じ制定
16.4.1	消防局公告 第2号	平成16年度防火管理者資 格取得講習の公告	平成16年5月から平成17年3月までに実施する 講習の公示
16.4.9 (16.5.1)	消防局達 第8号	警防規程等の一部改正	高層建物火災の出場区分の変更(特殊災害出場 から通常災害出場へ移行)及び特定施設災害の 新設等に伴う関係規程の一部改正 ・警防規程・消防機動二輪隊運用規程・消防災 害通信取扱規程・警防計画策定基準
16.4.12 (16.4.12)	消防局達 第9号	横浜市火災予防条例に基 づく防火管理等の講習の 実施に関する規程の一部 改正	横浜市火災予防条例の一部改正に伴う規定の整 備(「第69条の2」を「第69条の3」に改正)
16.4.20 (16.4.20)	消防局達 第10号	横浜市救急救命士養成教 育規程の一部改正	救急救命士の気管内チューブによる気道確保の 実施に伴う単位数及び教育目標の改正
16.4.23	横浜市告示 第211号	防火管理者資格取得講習 受講手数料の収納事務の 委託	防火管理者資格取得講習受講手数料の収納を委 託した件についての告示
16.5.25 (16.6.1)	消防局告示 第3号	横浜市火災予防条例第77 条に規定する消火活動に 重大な支障を生ずるおそ れのある物質の指定の一 部改正	消防法の一部改正に伴う所要の規定の整備(「別 表」を「別表第1」に改正)

16.6.15 (16.6.15)	横浜市規則 第69号	横浜市危険物規制規則の一部改正	危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う所要の規定の整備（地下貯蔵タンク等の漏れの点検周期についての改正）
16.6.15 (16.6.15)	消防局達 第11号	危険物規制事務処理規程の一部改正	危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う所要の規定の整備（地下貯蔵タンク等の漏れの点検周期を延長するために必要な在庫管理等に関する計画の届出について規定）
16.6.25 (16.6.25)	横浜市条例 第45号	横浜市火災予防条例の一部改正	劇場等における喫煙所の設置基準及び客席の特例基準についての改正並びに消防法の一部改正に伴う所要の規定の整備（「特殊消防用設備等」の導入）
16.6.25 (16.6.25)	横浜市規則 第80号	横浜市消防局組織規則及び横浜市火災予防規則の一部改正	消防法の一部改正に伴う所要の規定の整備（「特殊消防用設備等」の導入）
16.6.25 (16.6.25)	消防局達 第12号	消防署組織規程及び横浜市消防局、消防署係設置規程の一部改正	消防法の一部改正に伴う所要の規定の整備（「特殊消防用設備等」の導入）
16.6.25 (16.6.25)	消防局達 第13号	横浜市消防署処務規程等の一部改正	消防法の一部改正（「特殊消防用設備等」の導入）に伴う関係規程の一部改正 ・横浜市消防署処務規程・危険物規制事務処理規程・横浜市火災予防査察及び違反是正措置に関する規程・火災等調査規程・火災調査統計規程
16.6.25 (16.6.25) (16.8.1)	消防局達 第14号	横浜市消防局建築防火事務処理規程の一部改正	消防法の一部改正に伴う所要の規定の整備（「特殊消防用設備等」の導入）及び消防法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備（新築の工事中の建築物に係る防火管理についての規定化）
16.8.30 (16.9.1)	消防局達 第15号	横浜市消防局宅地開発消防事務取扱規程の全部改正	横浜市開発事業の調整等に関する条例の制定等に伴う事務全般の見直しによる全部改正、題名の改正（横浜市消防局開発事務取扱規程）及び関係規程の一部改正 ・消防水利規程
16.9.27 (16.10.3)	消防局達 第16号	警防規程の一部改正	権太坂救急隊の配置に伴う関係規定の整備



16.9.30 (16.10.18)	消防局達 第17号	本署、出張所受持区域規程 の一部改正	港北区及び都筑区における町区域の設定、変更及び 廃止に伴う関係規定の整備 <新設> 港北区：新吉田東五丁目、新吉田東六丁目 都筑区：茅ヶ崎東四丁目、茅ヶ崎東五丁目 中川八丁目、中川中央二丁目 <廃止> 都筑区：中川町
16.12.10 (16.12.15)	消防局達 第18号	横浜市消防職員待機宿舎 規程の一部改正	中村町寮の新設に伴う所要の規定の整備及び使用 者の連絡先変更の届出についての規定化

(企画課)

# 総務課

## 儀式・行事

消防出初式の開催

平成 17 年

区 別	月 日	場 所	区 別	月 日	場 所
西	1月5日	県立横浜平沼高等学校	緑	1月6日	十日市場消防訓練場及び少年スポーツ広場
南	"	南公会堂及びその周辺	都筑	"	(独)都市再生機構神奈川地域支社横浜北部開発事務所管理地
港南	"	港南ふれあい広場	栄	"	栄公会堂
保土ヶ谷	"	星川グランド	泉	"	泉公会堂及び和泉川測道
磯子	"	磯子公会堂及びその周辺	瀬谷	1月7日	瀬谷公会堂
金沢	"	金沢公会堂	中	1月8日	かながわドームシアター
青葉	"	青葉公会堂及び青葉区総合庁舎第2駐車場	旭	"	県立産業技術短期大学校校庭
鶴見	1月6日	曹洞宗大本山總持寺大駐車場	港北	"	横浜国際総合競技場駐車場
神奈川	"	反町公園イベント広場	戸塚	"	戸塚公会堂・戸塚小学校・柏尾川河川敷

(総務課)

## 横浜市議会・委員会関係

定例会・委員会関係

平成 16 年中

区 分	月 日	議 案 等
第 1 回市会定例会	2月18日	市第 144 号議案 平成 15 年度横浜市一般会計補正予算(第 5 号) 市第 78 号議案 平成 16 年度横浜市一般会計予算(関係予算) 市第 110 号議案 横浜市火災予防条例の一部改正
予算第 1・第 2 特別委員会	3月2日	総合審査
予算第 2 特別委員会	3月4日	消防局審査
第 2 回市会定例会	5月28日	当局議案無し
第 3 回市会定例会	9月14日	市第 49 号議案 高規格救急車の取得
決算第 1・第 2 特別委員会	10月5日	総合審査
決算第 2 特別委員会	10月8日	消防局審査
第 4 回市会定例会	12月9日	当局議案無し

(総務課)

平成 16 年 環境事業緑政消防委員会

平成 16 年中

月 日	備 考
1月14日	視察（横浜ヘリポート）
2月20日	市第 144 号議案 平成 15 年度横浜市一般会計補正予算（第 5 号）（関係部分）
3月18日	市第 78 号議案 平成 16 年度横浜市一般会計予算（関係部分） 市第 110 号議案 横浜市火災予防条例の一部改正
4月30日	寄附受納について
5月17日	付属機関の開催状況について
6月1日	事業概要について
6月14日	市第 13 号議案 横浜市火災予防条例の一部改正
8月5日	視察（消防艇よこはま）
9月24日	市第 49 号議案 高規格救急車の取得
10月25日	視察（横浜市消防訓練センター、横浜市消防操法技術訓練会）
12月2日	視察（横浜ヘリポート）
12月24日	視察（横浜市民防災センター、激励）

（総務課）

平成 16 年 情報化社会推進・災害対策特別委員会

平成 16 年中

月 日	備 考
5月10日	災害対策の推進について
7月2日	危機管理対策の推進について
11月16日	視察（横浜ヘリポート）

（総務課）

## 消防団事務

### 事業概要

#### (1) 組織

横浜市消防団の設置等に関する条例に基づき、21 団 122 分団 500 班 8,364 人の構成をもって組織され、団員は非常勤として地域防災の任にあっている。

#### (2) 消防団に対する活動奨励費の交付

火災、風水害、各種訓練などの消防団活動に対する活動費として、各消防団に活動奨励費を交付した。

#### (3) 消防団員の被服の更新

消防団員に貸与する制服等の被服について、点数制の自由選択制により団員 1,573 人に対して更新を行い処遇の充実を図った。

#### (4) 福利

##### ア 健康診断

職場等における健康診断等が受けられない消防団員 659 人に対し健康診断を実施した。

##### イ 表彰（平成 16 年度）

現消防団員に対しては永年勤続等の表彰を行い、退職消防団員にあっては叙勲によりその労がねぎらわれた。

春の生存者叙勲		神奈川県知事	
瑞宝単光章	5 人	永年勤続優良表彰（50年）	4 人
秋の生存者叙勲		〃（30年）	73人
瑞宝双光章	1 人	〃（20年）	222人
瑞宝単光章	4 人	神奈川県消防協会長	
高齢者叙勲		表彰旗	1 団体
瑞宝単光章	1 人	竿頭綬	2 団体
死亡叙勲		功績章	84人
瑞宝単光章	3 人	勤続章	227人
消防庁長官		精勤章	959人
表彰旗	1 団体	横浜市長	
竿頭綬	2 団体	永年勤続50年表彰	4人
功労章	1 人	永年勤続30年表彰	73人
永年勤続功労章	25人	永年勤続20年表彰	222人
日本消防協会長		勤務成績優秀表彰	100人
表彰旗	1 団体	消防局長	
功績章	4 人	永年勤続10年表彰	367人
精績章	19人	勤務成績優秀表彰	100人
勤続章	73人		

(5) 公務災害補償

平成16年度の補償状況

ア 消防団員	11人	528,463円
イ 消防作業従事者等	9人	309,384円
ウ 遺族補償(年金)	1人	1,641,100円
	計	2,478,947円

(6) 退職団員に対する報償

平成16年度の退職団員に対する報償は、5年以上10年未満を勤務した94人の消防団員に13,942千円(1人平均148,319円)の退職報償金を、10年以上勤務して退職した422人の消防団員に対し、210,350千円(1人平均498,459円)の退職報償金をそれぞれ支給した。

また、退職者に対しては記念品及び感謝状を贈呈し、その労をねぎらった。

(7) 消防団資機材整備事業の推進

ア 可搬式小型動力ポンプの整備

可搬式小型動力ポンプについては、15年以上経過したポンプについて順次計画的に更新整備を行っている。平成16年度は34台の更新を実施し、消防団消防力の充実強化を図った。

イ 災害活動器具の整備

市内各器具置場に地震対策及び水防対策器具として、金てこやスコップなどを配置しているが、すでに配置した機器の破損、劣化が著しいことから配置機器の内容について再考し、従来の対策器具を統合し「災害活動器具」として、平成14年度から4か年計画で市内476全器具置場への配置を目標に、平成16年度は120組を配布した。

1組内訳：万能破壊器具(5本)、ハンマー(2本)、鋸(5本)、スコップ(6本)、ヘッドランプ(10個)、平坦架(1台)

(8) 可搬式小型動力ポンプ積載車購入補助事業の推進

昭和47年度から、可搬式小型動力ポンプ台車付を配備していたが、積載車の導入要望が多く昭和54年度から積載車を購入する自治会・町内会等に対し上限額240万円の補助事業を行っている。

平成16年度においては、増強1台、NOxPM法の規制に基づき特例猶予期間の終了する車両の更新17台、経年劣化による更新3台、計21台の補助事業を完了した。

(9) 器具置場建設補助事業の推進

消防団の地域における活動拠点としての器具置場は、昭和59年度から地域の実情にあったものが建設できるように建設補助制度を導入し、現在その上限額を250万円とし器具置場の建替及び増強整備を図っている。

平成16年度においては、更新5棟の補助事業を完了した。

(10) 器具置場環境整備補助事業の推進

消防団器具置場は、消防団活動に必要な積載車や活動資機材を保管する場所として位置付けられているが、総務省消防庁から、「新時代に即した消防団のあり方検討会」報告に女性消防団員確保推進に伴う環境整備としてトイレ等の整備が提唱されていること、地域からの要望が強いことから、平成16年度より地元自治会・町内会がトイレ等设备を設置する際に補助を行い、器具置場環境整備の推進を図った。

平成16年度においては、6棟の補助事業を完了した。

(11) 訓練の推進

消防団災害防御活動がより円滑化するように、可搬式小型動力ポンプによる火災防御訓練を始め、各消防団器具置場に配置されているチェーンソーなどの地震対策用救助資機材や本年度更新整備を行った災害活動用器具を用いた訓練指導が実施された。

また、消火訓練の一貫として各消防団においてポンプ操法訓練が行われ、次のとおり横浜市消防操法技術訓練会が開催された。

実施日時	平成16年10月25日（月）10時45分～15時00分
実施場所	横浜市戸塚区深谷町777 横浜市消防訓練センター訓練場
出場隊	21隊（各消防団1隊）
成績	最優秀賞 横浜市都筑消防団 優秀賞 横浜市磯子消防団 横浜市港南消防団 横浜市戸塚消防団 優良賞 横浜市山手消防団他16団

## 交通事故処理

### 1 事故発生の概要

平成16年度の交通事故の発生件数は、48件で前年の38件に対し、10件の増となった。事故別では、人身・物損事故4件、物損事故44件であった。

### 2 過失区分の分析

発生した48件のうち、当方過失10件（21%）、自過失15件（31%）、双方過失7件（15%）、相手方過失（被害事故）16件（33%）であった。

### 3 交通事故の分析

(1) 車種別では、消防車22件、救急車17件、その他の車両9件で事故比率は、消防車（46%）救急車（35%）、その他の車両（19%）であった。

(2) 用務別では

- ・緊急出場時 14件（29%）（内訳：消防車7件、救急車7件）
- ・業務連絡時 26件（54%）（内訳：消防車14件、救急車3件、その他の車両9件）
- ・災害・救急活動中 8件（17%）（内訳：消防車1件、救急車7件）であった。

## 平成16年度各検討委員会における検討結果

### 1 消防団組織検討委員会

(1) 班及び分団の編成基準、小型動力ポンプ等の配置基準について

地震等の大規模災害時における消防団活動体制の充実強化を図るため、明確な基準が定められていない班及び分団の編成基準を検討するとともに、器具置場や可搬式小型動力ポンプ、積載車の配置基準について、必要な配置人員も含めて検討していくことになった。

(2) 消防団員の定数の見直し等について

現在の定数は大都市に発展した現状に的確に反映したものでなくなっていること、及び武力攻撃事態等における地域住民の避難誘導にあたる消防団の新たな任務に的確に対応する必要があることから、平成17年に総務省消防庁より告示の「消防力の整備指針」に基づき定数を見直すことになった。

### 2 消防団員確保対策検討委員会

(1) 消防団員の資格要件改正等について

現在の資格要件である区域内に居住する者の他に、「区域内に勤務する者」も資格要件として認めること、消防団員の勤務実態が残っている場合の区域外転居による身分の失格についても緩和する方向で検討した。

(2) 活動実績の把握や一定期間活動していない団員に対する対応について

平成17年度から、団員一人ひとりの活動実績を把握するために活動実施記録簿を作成し、活動実績の無い消防団員の処遇及び表彰制度のあり方等について検討した。

また、消防団員減少の抑止対策や若年層消防団員の確保方策について検討した。

### 3 被服・装備検討委員会

#### (1) 更新被服、装備品の取得方法の変更

消防団員に対する被服貸与を個人から消防団組織に変更し、団ごとに配付されたポイントの中で取得できる方法や、新入団員の被服貸与方法について検討した。

#### (2) 装備品の貸与方法の変更

消防ホースや防火衣等装備品の貸与方法について検討した。

#### (3) 小型動力ポンプ積載車の製作と配置

小型動力ポンプ積載車を本市において製作し配置することについて検討した。

# 人 事 課

## 職員配置・勤務体制の適正な管理・運営

救急件数の増加への対応や事務執行体制の効率化を念頭に入れた正規職員の再雇用嘱託員化等による職員定数の見直しを行った結果、平成16年度の職員定数は、3,356人（昨年度比10人増）とした。

また、「機動的で職員の意欲を高めることができる執行体制の構築」に向けた、新たな執行体制の検討を15年度から引続き関係各課とともにいった。

## 消防職員委員会の運営

勤務条件等の改善などに関する職員の意見を事務に反映させ、消防事務の円滑な運営に資することを目的とした「消防職員委員会」を平成16年7月21日に開催した。第9回となる平成16年度は47件の意見を審議した。

### 【職員意見審議状況】

平成 16 年度

意 見 区 分			計
勤 務 条 件 関 係	被 服 装 備 関 係	設 備 機 械 関 係	
28 (254)	7 (66)	12 (91)	47 (411)

( ) 延べ数・・・第1回～第9回の総数

(人事課)

[平成16年度に改善された主なもの(一部改善含む。)]

安全管理マニュアルの見直しについて

運動衣の色等の見直しについて

執務環境の改善(訓練室の改善、ホース干場の改善等)

## 人事事務

### 1 職員採用状況

平成16年4月1日付で、大学卒程度区分から38人、高校卒程度区分から28人の計66人を、平成16年6月7日付で、航空隊パイロット1人を採用した。

### 2 人事異動

職場の活性化及び職員の資質向上と士気高揚を図るため、新規採用者の配置、昇任、4月及び10月の定期等人事異動を行った。

### 3 昇任試験

消防司令、消防司令補及び消防士長の昇任試験を次のとおり実施した。

平成 16 年度

区 分	申込者	受験者数	合格者数	倍 率
消防司令 (司令)	38	31	5	6.2
消防司令 (司令)	79	67	9	7.4
消防司令補	292	272	48	5.7
消防士長 (第一部)	477	468	64	7.3
消防士長 (第二部)	5	5	4	1.3

(人事課)



## 新たな再任用制度の導入に向けての取組

公的年金制度の改正により、消防司令長以上の消防吏員は平成 13 年度から、消防司令以上の消防吏員は平成 19 年度から年金の満額支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、60 歳代前半の期間は、雇用と年金とで生活を支える期間として、定年退職者等の再任用制度が確立された。

消防司令以下の消防吏員の再任用が実質的に開始される平成 20 年度に向け、職域の設定、再任用ポストの数、採用方法、勤務形態等の課題について検討していくこととしており、平成 16 年度においては、消防局外での職域の設定等についても検討を行った。

## 健康管理体制の充実

健康診断及び予防接種等の疾病予防対策並びに栄養面を中心とした健康保持増進対策を推進した。

職員の健康管理については、各所属に衛生管理者、衛生推進者等による衛生委員会を置き、健康管理体制の万全を期すとともに、健康管理医による職場巡視を実施し、庁舎内の衛生環境整備、職員への衛生教育の実施等、衛生管理面の充実強化を図った。

また、業務遂行における公務能率の確保及び勤労意欲の向上を図るために、健康管理が基本的で、かつ、重要な要素であることから、次の健康診断及び予防接種等を実施し、疾病等の予防と適切な事後措置・指導を行った。

### 1 健康診断及び予防接種等の実施状況

- (1) 一般定期健康診断及び生活習慣病総合検診  
全職員を対象に、3,356 人が受診した。
- (2) 健康の保持に必要な就業上の措置を講ずるための診査  
該当の 7 人が受診した。
- (3) 特定業務従事者健康診断  
隔日勤務者を対象に、2,610 人が受診した。
- (4) 救急・救助隊員特別検診  
救急・救助隊員を対象に、B 型肝炎抗原抗体検査・B 型肝炎ワクチン接種及び心電図検査について 943 人が受信した。
- (5) 船舶機関員特別検診  
消防艇の機関員を対象に、聴力検査について 15 人が受診した。
- (6) 破傷風予防接種  
全職員を対象に、該当となる 715 人が接種した。

### 2 衛生・栄養指導等の実施

職員と職場の適正な衛生環境の維持向上を図るため、福祉保健センター職員（食品衛生監視員）による食品衛生指導等を行った。

また、生活習慣病の予防及び健康増進のため、消防局管理栄養士による栄養指導と講習会を行った。

### 3 環境衛生薬品の整備

職員の健康保持と衛生環境の整備を目的に、薬品等を購入するための予算を配付した。

### 4 作業服等洗濯用洗剤の整備

衛生面の充実を図るため、消防隊等の活動服、救急服及び救助服の洗濯用洗剤を購入するための予算を配付した。

### 5 衛生用品の整備

隔日勤務者の共同炊事用品等を整備するための予算を配付した。

## 余暇利用支援の推進

有効な余暇利用を図るため、横浜消防生活協同組合を中心として、職員のニーズに合ったレクリエーション活動の充実を図った。

また、余暇活用の多様化に対応した支援方策を検討し推進した。

### 1 文化・自然と親しむ事業

- (1) ハイキング（5月22日・72人参加）
- (2) ジャガイモ掘り（7月3日・125人参加）
- (3) ます釣り（6月12日・73人参加）
- (4) 鎌倉散策（10月16日・24人参加）

### 2 その他

- (1) 横浜スタジアム野球観戦補助事業（利用者：149組、298人）
- (2) 釣り宿利用補助事業（利用者：277人）
- (3) Jリーグサッカー観戦補助事業（利用者：250人）

## 体育・文化活動の充実

職員の親睦を図るとともに、一人ひとりが健康で豊かな生活を向上させるため、横浜消防生活協同組合を中心として、体育・文化活動等を支援した。

### 1 文化活動

#### (1) 新職員の歓迎

平成16年4月1日付新採用の職員（センター入校）66人に対して記念品を贈呈した。

#### (2) 横浜消防美術展

11月11日～11月14日の4日間、「第36回横浜消防美術展」を横浜産貿ホールにおいて開催した。

#### (3) 新成人に対する記念品の贈呈

1月10日、成人者17人に対して記念品を贈呈した。

#### (4) 退職者に対する記念品の贈呈

永年、当局の職員として貢献され、退職される方々79人に対して記念品を贈呈した。（16年度）

### 2 体育活動

#### (1) 消防職員と家族の運動会

11月3日、消防訓練センターにおいて開催した。

#### (2) 消防職員スポーツ大会

年間を通じ、各種スポーツ大会（ソフトボール、軟式野球、テニス、バレーボール、バトミントン、ハンドボール、サッカー、卓球、ベンチプレス、剣道、ゴルフ、バスケットボール、綱引、ラグビー）を実施した。

#### (3) 市職員体育大会

年間を通じ、各種スポーツ大会（テニス、バトミントン、バレーボール、卓球、軟式野球、ミニサッカー、綱引、バスケットボール）に参加した。

## 魅力ある服制の推進

各種被服の仕様見直し及び新被服の導入を検討し、職員の職務意欲の向上と、機能性・安全性に富んだ服制の導入を図った。

- 1 仕様の見直し  
環境負荷の低減に配慮した物品を調達するため、冬・夏水上活動服の仕様を変更した。
- 2 被服の統廃合  
冬・夏救急服の生地素材、色を統一仕様とした。

### 惨事ストレス対策の体制整備と推進

悲惨な災害現場に出場した場合に起こりうる消防隊員・救急隊員の惨事ストレスに対処するため、隊長等に対する講習会の実施や基礎的なカウンセリング技術を身につけた職員の養成など、ストレスケアの推進と体制の整備を図った。

- 1 基礎講習会の開催  
基礎知識に関する講習会を2回実施した。(6月28日・29日：92名)
- 2 消防隊長等基礎講習会の開催  
消防隊、救助隊及び救急隊等の隊長を対象として、基礎知識と部隊ミーティングの実施要領を習得させる講習会を2回実施した。(10月18日・19日：97名)
- 3 ヒアリングリーダー養成講習会の開催  
ヒアリングリーダー養成講習修了者19名に対し、災害活動報告会実施時の進行役として必要なカウンセリング技法等を継続的に習得させるため、再教育を実施した。(3月9日～11日：19名)

### 公務・通勤災害の防止対策の推進

職員の公務・通勤災害の発生状況を資料としてまとめ、それを基として各所属において事故防止教育・事例検討を行うとともに、各所属の事務担当者等を対象として公務災害発生防止研修会を実施した。(11月15日：46名)

## 施設課

### 消防庁舎の整備

都筑消防署北山田消防出張所（仮称）及び併設する消防職員待機宿舍の建設に伴い、3か年事業の初年度として基本及び実施設計を行った。また、南区の旧市大高等看護学校を活用した「救急救命士養成所・消防職員待機宿舍」の整備工事を完了した。（2か年工事の最終年度 - 16年12月竣工）

### 消防庁舎の耐震補強工事

大規模地震に対する消防庁舎の耐震性能を早期に確保するため、都岡消防出張所の耐震補強工事を完了した。（2か年工事の最終年度 - 16年6月竣工）

### 執務環境の整備・改善

「消防庁舎長寿命化のための保全規準」に該当しない庁舎の執務環境の整備・改善を推進するため、救急消毒室の設置、女性用寢室の整備、屋上防水、庁舎外装の改修、厨房設備の更新、事務機のフリーアドレス化（試行の拡大）、ガレージシャッターの電動化、ガレージの排気ガス対策、訓練室床の修繕、ホース吊り上げ機の整備、寢室の防音化、訓練室の照明整備等を行った。

### 消防庁舎の長寿命化の推進

庁舎の目標耐用年数を70年として策定した「消防庁舎長寿命化のための保全規準」に基づき、屋上防水工事7か所、外壁塗装工事5か所、空調設備更新工事4か所の保全工事を計画的に実施した。

### 消防車両の整備

1 車両購入（増車）	（計1台）
救急車	1台（権太坂）
2 車両購入（更新）	（計30台）
小型車	2台（鶴見第1、金沢第1）
小型水槽車	1台（篠原）
水槽車	2台（権太坂、市沢）
はしご車	1台（瀬谷）
ミニ車	4台（境之谷、さちが丘、釜利谷、中田）
排煙サルベージ車	1台（新羽）
司令車	1台（旭）
防災指導車	1台（中田）
救急車	13台（鶴見、北方、泉、瀬谷、港南、旭、磯子、金沢、富岡、港北、青葉、鴨志田、都筑）
設備連絡車（リース）	4台（査察、鶴見、神奈川、金沢）

### 消防車両における環境対策の推進

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、特定低公害車31台の導入を図った。また、ディーゼル車から排出される有害な黒煙（粒子状物質）を除去する装置を15台の消防車両に装着した。

# 音楽隊

## 防災ふれあいコンサート等の推進

市民に防火防災を呼びかけることを目的とし、各消防署との共催で防災ふれあいコンサートを実施した。平成16年度は、全区延べ31回を実施し、11,000人の市民に対し積極的な消防広報活動を展開した。その内容は、次のとおりである。

平成16年度

区 別	場 所	実施回数	観客動員数(人)
鶴 見	鶴見駅西口ショッピングモール	1	350人
神奈川	新子安オルトヨコハマ	1	200人
	神奈川公会堂	1	250人
西	横浜駅東口ポルタ	3	1,400人
	みなとみらいグランモール円形広場	1	500人
中	ワールドポーターズ運河パーク	2	650人
南	南太田ホーム	1	100人
	南浦舟複合施設	1	150人
	イトーヨーカ堂別所店	1	300人
港 南	上大岡 CAMIO(カミオ)	2	850人
保土ヶ谷	保土ヶ谷合同庁舎前	1	500人
	J R 保土ヶ谷駅構内	1	200人
旭	旭公会堂	1	350人
	相鉄線二俣川駅構内	1	1,200人
磯 子	磯子公会堂	1	450人
金 沢	金沢区役所前広場	2	350人
港 北	港北公会堂	1	300人
緑	J R 横浜線中山駅北口コンコース	1	250人
青 葉	青葉台東急スクエア前	1	600人
都 筑	市営地下鉄センター南駅構内	1	400人
戸 塚	J R 東戸塚駅西口広場	1	300人
	戸塚公会堂	1	100人
	J R 戸塚駅ペDESTリアンデッキ	1	100人
栄	J R 本郷台駅前	1	300人
泉	泉区総合庁舎前	1	150人
瀬 谷	相鉄線瀬谷駅北口駅前広場	1	700人

(音楽隊)

## 定期演奏会等の実施

防災の輪をさらに広げることを目的とし、定期演奏会を毎年開催している。

平成16年度は、7月10日(土)に「創設45周年記念定期演奏会」を神奈川県民ホールに約4,000人の市民を招いて開催した。

## 音楽隊の主な活動行事

音楽隊は、演奏活動を通じて、市民の防火防災に対する関心と意識を高め、消防に親しみを持って理解してもらうことを任務としており、前述の防災ふれあいコンサートを除く主な活動内容は、次のとおりである。

4月1日	客船「ぱしふいっくびいなす」2004年世界一周クルーズ
4月3日	日米交流150周年記念式典
4月24日	横浜ベイブリッジ一般部及び本牧・大黒臨港道路開通式
5月3日	第52回国際仮装行列
5月14日	第7回日本臨床救急医学会総会オープニングセレモニー
5月29日	第23回横浜開港祭
5月30日	第12回世界ベテラン卓球選手権横浜大会開会式
6月2日	横浜開港145周年記念式典
6月21日	横浜市永年勤続職員表彰式
7月10日	横浜市消防音楽隊「創設45周年記念演奏会」
7月28日	第44回神奈川県消防操法大会
8月14日	横浜ヘリポートフェア
8月21日	横浜防災フェア
8月22日	第26回ヨコハマカーニバル
9月21日	秋の全国交通安全運動中区キャンペーン
10月2日	「新横浜パフォーマンス2004」オープニングセレモニー
10月6日	2004国際航空宇宙展
10月25日	横浜市操法技術訓練会
11月1日	第53回横浜市戦没者追悼式
11月8日	全国消防操法大会
11月14日	第25回全国豊かな海づくり大会イベント
12月8日	第19回国際消化器・外科会議開会式
1月10日	航海訓練所練習船「日本丸」出航式
1月14日	第31回職業訓練生「私の体験と抱負」発表大会
2月24日	客船「ふじ丸」出港 香港クルーズ
3月4日	客船「コロンバス」入港
3月5日	第8回職員と家族のためのファミリーコンサート
3月26日	環状2号線(屏風ヶ浦バイパス)開通式

## 予 防 課

### 住宅防火対策の強化推進

建物火災による死者の発生を防止するため、出火防止等の啓発指導、住宅用防災機器の普及促進のための施策を推進した。特に、ひとり暮らし・ねたきり高齢者世帯や障害者世帯に対しては、防災訪問により「住宅用火災警報器」の設置普及を重点に実施し、3,287世帯が住宅用火災警報器を設置した。また、全世帯への普及についても、民間事業者主体の活動に協力し、啓発用パンフレットの作成・配布を支援し、購入希望者等への電話による相談窓口が、平成15年8月に設けられ、約200件の相談を受けるなど、協働して促進を図った。

### 放火火災対策等の強化推進

火災傾向の分析に基づいた火災原因別の出火防止対策を推進した。特に、火災原因の1位である放火火災対策については、地域、事業所、関係機関との連携を密にし、自主防災意識の啓発、ホームページによる放火火災発生情報の公表などによる市民への注意・意識喚起等による「放火されない、放火させない環境づくり」を進めるとともに、全市域にわたり消防隊等による夜間・深夜における巡回警戒を引き続き実施した。

### 地震時の出火防止指導の推進

地震発生時に出火させない備えとして、火気使用場所や火気使用器具の付近には可燃物を置かない等、地震時の出火防止に対し防災指導会及び火災予防査察等を通じて、市民啓発を行った。

### 老人福祉施設等と周辺住民との災害応援協力体制の確立に向けた支援の推進

老人福祉施設等に対して、災害時における地域との応援体制づくりの確立に向けて支援を推進した。平成16年度中に19施設が新たに締結し、平成17年3月31日現在で締結数は105施設となった。

### 「市民防災の日」実践活動の展開

昭和43年9月から毎月15日を「市民防災の日」と定め、市民総ぐるみの運動として展開しており、平成14年度から大規模地震災害への対応に活動の重点をおきながら、各区「市民防災の日」推進委員会を中心に実践活動を展開した。

#### 1 重点推進項目

- (1) 地震対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 放火されない・放火させない環境づくりの推進

#### 2 各区分における到達目標

- (1) 各家庭においては、家具の転倒防止、災害用物品の備蓄、住宅の耐震補強等の地震対策を充実させるとともに、住宅用火災警報器の設置等により火災による死者の発生防止対策が図られていること。
- (2) 地域においては、地域防災拠点が自主的に運営され、住民による消火・救助・救護活動等を実施することが可能となり、行政と連携しながら自立した地域防災が図られていること。

また、放火されない・放火させない環境づくりが地域全体で推進されていること。

(3) 事業所等においては、実情に合わせた地震対策が講じられているとともに、十分な防火管理が行われていること。

## 家庭防災員の研修の充実と自主研修・活動の支援

本市の安全及び安心の向上に資するため、一人でも多くの市民が防災に関し必要な知識及び技術を身につけることを目的とし、「自らの家庭は自らが守る」ため、家庭を中心に実践するとともに、隣近所に防災の輪を広げるものとし、平成15年度からは家庭防災員制度の検討、見直しを行い、当制度のより一層の活性化を図った。

- 1 委嘱状の交付は、家庭防災員をはじめ関係各層の意見を集約したものとし、平日以外での開催や基礎研修を併せて実施するなど地域の実情に応じた形態で実施した。
- 2 基礎研修は、平日以外での開催や身近な場所で開催するなど参加しやすいものとした。
- 3 実践研修は、基礎研修を修了した家庭防災員のうち、意欲のある家庭防災員がより広範な知識や技術を修得するものとし、地域課題をとらえた研修内容の充実を図った。
- 4 本制度の趣旨である家庭防災員の自主的な活動を支援するという原点に立ち戻り、平成16年度から研修奨励費を自主活動奨励費に改め、自主活動への助成を行った。
- 5 平成16年度からパンフレットによる自治会・町内会の各戸回覧を行い、制度の市民への周知を図り、推薦制と併せ募集制を併用実施した。

平成16年度は、4,689人を委嘱し、委嘱総数は167,384人となった。

## 地域防災対策に関する行動計画の充実

地域防災力の向上のために、町の防災組織や地域防災拠点の関係者を対象に訓練指導を行うものであり、大地震に備えて、自主防災組織と防災関係機関が連携協力した防災体制を確立するため、昭和54年4月から総務局災害対策室（現総務局危機管理対策室）により組織化が推進されている。

消防局では、組織強化を図るため昭和55年度から訓練指導を行っているが、平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、平成16年に発生した新潟県中越地震、スマトラ沖地震津波災害などを教訓として、地域・住民が自主的に行動できる体制作りの指導助言を行っている。

## 地震火災時の初期消火指導の推進

地震時に発生した火災の延焼拡大の阻止、被害軽減のため、地震防災展や防災指導会等の機会を利用し、地域住民に地震災害時の初期消火指導を行い、地域住民の連帯意識と協力体制の充実を図った。

## 防火対象物の自主防災体制の充実

消防法及び横浜市火災予防条例に基づき、防火管理者資格取得講習をはじめ、防火責任者や自衛消防隊員等に対する講習を行い、防火管理業務推進にあたり、消防計画及び自主防火管理基準に基づいた体制づくり、従業員教育、日常点検など自主防火管理体制の強化充実を指導した。

- 1 防火管理者資格取得講習  
消防法施行令第3条の規定により、防火管理者としての必要な資格を取得させる講習を開催し、防火管理者未選任対象物の解消を図った。
- 2 防火管理実務講習  
横浜市火災予防条例第69条の2の規定により、消防法及び横浜市火災予防条例に基づき選任され



た防火管理者、共同防火管理協議会で選任された統括防火管理者に対して防火管理実務の向上を図った。

### 3 消防技術講習

横浜市火災予防条例第71条第6項の規定により、自衛消防の組織を定めた防火対象物の自衛消防隊員に対し、必要な消防技術を習得させ、火災等の災害に備えた防火管理体制の確立を図った。

### 4 防災センター要員講習

消防法施行規則第3条第5項の規定により、防災センターで監視、操作等に従事する者に対し、必要な知識と技術を習得させ、防災体制の確立を図った。

## 少年消防クラブ

児童・生徒に対して火災予防に関する思想を啓発し、生活に密着した防災知識の普及を図ることを目的として、昭和39年に小・中学校20校をもって学校教育の場を通じ活動を始めた。

昭和57年度からは、遊びや生活の場を通じて防災教育を行うこととし、地域単位の結成に事業転換し、本署及び消防出張所の受持区域ごとに1クラブを結成した。

平成17年3月31日現在では98クラブ、4,900人が活動している。

主な活動としては、消防の仕事や火災予防について学ぶ学科、通報要領やロープ結索等の実技と消防署や防災施設等の見学会などである。

## 自衛消防隊

事業所は、単なる個人・家庭と異なり多数の人が集合し出入りする施設であるため、いったん災害が発生すれば人命危険が伴う大規模な災害になりやすく社会的影響も大きい。

このため、自衛消防隊の充実が災害の拡大防止のために重要な要素となり、自己施設の自衛はもとより、隣接する自衛消防組織との協力体制により地域防災に対して大きな力となっている。

なお、大規模事業所に対しては、横浜市火災予防条例により自衛消防の活動に必要な装備を有する組織が義務づけられている。

## 広報・広聴活動

消防業務を推進するうえで、消防施策、行事等について市民の理解と協力並びに防災思想の普及を図るため、多くのマスメディアやインターネットホームページ等の広報手段を活用し、幅広く消防広報を展開するとともに、市民からの意見・相談等を受け付ける市広聴制度のほか、消防局ホームページからの広聴活動も積極的に実施した。

### 1 消防広報

(1) 市広報誌のほか、市政記者会及び県警記者クラブに所属する新聞、テレビ、ラジオの各社、並びに各種雑誌等のマスメディアを活用して消防の施策、諸行事、防災の心得等を市民に情報提供した。

(2) 放火防止・出火防止対策として、ホームページに「放火火災発生状況」を随時掲載したほか、市営地下鉄、JR桜木町駅と周辺に設置されている電光掲示板で放火火災に対する注意喚起をしたほか、各消防署でチラシ、立看板、懸垂幕及び工事中の建築物の囲い堀等へ掲示した。

(3) 全国一斉に行われている「文化財防火デー」「春・秋の火災予防運動」「防災週間」「救急医療週間」「119番の日」等の啓発キャンペーンにあわせ、本市の特色を生かした広報活動を実施した。

また、住宅防火を推進するため、各種キャンペーンで住宅用火災警報器の普及に力点を置いた活動と救急需要の増加対策としての適正利用の広報を展開した。

(4) 9月1日を中心とした「防災週間」及び1月15日の「防災とボランティアの日」を中心に市

内の百貨店、スーパーマーケット、商店街等、多くの人が集まる場所で「地震防災展」を開催し、地震被害の写真パネル展、防災指導車による震度体験、防災相談等を行い、地震防災意識の高揚を図った。

(5) 小・中学校をはじめ自治会・町内会、家庭防災員など多数の市民が消防局指令センター、市民防災センター、横浜ヘリポート及び消防署所の施設や車両等の見学をした。

(6) 横浜フィルムコミッションを通じ依頼されたテレビドラマの撮影に協力、また、個別に依頼された幼児向け絵本に掲載される消防車両等の写真撮影に協力し、横浜消防のイメージアップに努めた。

## 2 広聴活動

市広聴制度の「市長への手紙」、陳情、電話相談、インターネット広聴、区民会議等を通じて寄せられた93件の意見・要望に対応した。また、消防局インターネットに寄せられた137件の意見・要望等にも対応した。

なお、平成17年度から市広聴制度が変更となり、「市民の声」事業として各区が窓口となる。また、これに伴い、消防局インターネットに寄せられる「市民の声」は同事業に統合される。

## 指 導 課

### 危険物に係る安全対策の推進

防災指導会等による事故情報の提供や事故を教訓とした安全対策の指導を通じて、危険物施設の事故防止対策を推進した。

また、大規模な屋外貯蔵タンクの耐震診断・改修の促進を図るとともに、十勝沖地震の教訓に基づいた地震対策の強化にも取り組んだ。

### 危険物施設等の自主保安体制の充実

予防規程、防災規程に基づく点検、訓練等の徹底を指導するとともに、大規模地震発生時における危険物施設等の維持、自衛消防組織等、応急活動体制の再確認を行い、自主保安体制の充実を図った。

また、特定事業所の防災体制やリスク管理について、十勝沖地震を踏まえた国等による検討内容に基づき、自衛消防組織の充実・強化に取り組んだ。

### 危険物施設数の推移

平成16年度末の横浜市内の危険物施設保有事業所数は2,290対象で、前年度より74対象の減となった。また、危険物施設数については6,226施設となり190施設減少した。許可区分別に施設数を見ると、移動タンク貯蔵所が1,427施設（全体の22.9%）と最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所の1,016施設（16.3%）、一般取扱所899施設（14.4%）、地下タンク貯蔵所の892施設（14.3%）、屋内貯蔵所775施設（12.4%）がこれに次いでいる。前年度との比較では、移動タンク貯蔵所が76施設、地下タンク貯蔵所が42施設、給油取扱所が24施設、屋外タンク貯蔵所が20施設、一般取扱所が16施設それぞれ減少しており、その他の危険物施設についても概ね減少傾向を示している。

### 平成16年度中の危険物の事務処理状況

許認可等の事務処理件数は、11,127件と前年と比べて1,543件の増となった。内容を見ると、製造所等の設置・変更許可や完成検査前検査・完成検査などの申請事項が224件減少した一方で、危険物保安監督者の選任・解任や設置者の住所・氏名・名称の変更などの届出事項が1,767件増加した。

### 消防用設備等設置指導の充実

消防法の改正により、防火対象物に設置する消防用設備等に係る技術上の基準に、性能規定が導入されたことに合わせ、横浜市消防局建築防火事務処理規程を改正した。また、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を客観的に検証する方法について、職員研修等を実施した。

## 査 察 課

### 地震時の出火防止指導の推進

立入検査等により、火気使用設備、器具等が横浜市火災予防条例の基準に適合して設置、管理されているかを検査し、出火防止指導を推進した。

### 危険物に係る安全対策の推進

立入検査により、危険物施設の位置、構造、設備や危険物の貯蔵・取扱いが法令の基準に適合しているかを確認し、事業所関係者の安全意識の向上、適切な施設の維持管理を促し、危険物施設の保安の確保を図った。

### 査察及び違反是正指導等の充実強化

#### 1 違反是正指導の推進

消防法令等の違反対象物に対しては、消防法令の改正に対応した厳正かつ公正な違反是正措置を積極的に講じることにより違反を是正させるとともに、建物の防火・避難管理の徹底を主眼として消防吏員による措置命令を行うなど、違反是正指導を推進した。

#### 2 査察執行体制等の充実

査察対象物の用途、規模、自主防火管理状況等に応じて、立入検査を効率的かつ効果的に実施するため、消防教育年間計画に基づく所属教育を充実させるための研修や予防職員と警防職員の合同査察を実施し、職員の査察能力の向上を図った。

#### 3 防火対象物の安全指導の充実

消防法令の改正に伴い、自動火災報知設備の設置を要することとなった小規模な雑居ビル等のそ及指導のほか、旅館業法、興行場法等に基づく営業許可等に関して衛生局と連携する体制を構築するとともに、県の「緊急地域雇用創出特別基金」を活用し、防火対象物の安全指導を図った。

### 防火対象物の自主防災体制の充実

消防用設備等の点検未報告の防火対象物に対してダイレクトメール等も利用し、点検を実施するよう指導した。また、防火対象物に対する定期点検報告制度について、趣旨や内容について関係者に広く周知するとともに、申請に基づき特例認定を進めることにより、自主防火管理体制を充実させた。

### 危険物施設等の自主保安体制の充実

立入検査により、予防規程、防災規程に基づく点検、訓練等の徹底を指導するとともに、大規模地震発生時における危険物施設等の維持、自衛消防組織等の応急活動体制の再確認を行い、自主保安体制の充実強化を図った。

## 警防活動体制の充実

### 1 警防活動要領の体系化

警防活動の基本となる各種活動要領等を「消火・救助活動」、「指揮本部活動」等に区分・整理し、災害に対応した活動の要点・骨子として取りまとめた。

### 2 N B C 災害に対する活動体制の検証と充実

指揮隊、特殊災害対応隊、救助隊を中心とした活動体制の中で、これらの部隊と他の消防隊等の実態に即した連携方策等について、各種訓練等を通じて検証することにより、様々な災害に対応できる応用性のある連携体制を確立した。

また、特殊災害活動マニュアルに基づく活動要領の確認及び検証を行い、実災害時に安全で有効迅速な活動が、行える知識・技術・能力の習得を図った。

### 3 救助活動における救護のあり方等の検討

交通事故等で強い衝撃をうけた事故における救命効果を高めるため、救助隊と救急隊との連携方策や救助隊が救助活動中に行うべき救護処置のあり方について検討を行った。

## 基礎的な警防活動能力の向上

消防隊員及び救助隊員が保持すべき基礎的諸能力の測定を継続実施することにより、隊員個々の活動能力の維持向上を図った。特に消防隊員等の基礎的諸能力の測定に際し、引き続き予防業務に関する内容を取り入れた測定を実施した。

## 指揮体制の高度化

特殊災害等に対する指揮能力の向上を図るため、突発的な災害想定を示し状況に応じた（臨機応変な）指揮本部運営を行うことにより、現場指揮統制能力の向上を図った。

また、大規模災害時における指揮本部体制の強化を図るため、警備課長に対して、総合指揮車の性能の習熟を図った。

## 警防訓練の実施

あらゆる災害に的確に対応するため、様々な災害を想定した訓練体系に基づく基本計画を策定するとともに、訓練規模に応じて、消防局が計画する訓練（特別訓練）と各消防署が計画する訓練（通常訓練）を実施した。

## 安全管理体制の充実

火災防衛活動中において、進入隊員の生命身体に危機的状態が切迫した想定に基づく安全管理対応訓練を実施し、各級指揮者や隊員個々の緊急時対応能力の向上を図った。

## 震災時における消防隊の運用体制等の充実

消防本部及び地区本部における運営体制の精度を高めるため、発災初期を想定した本部運用訓練を実施するとともに、発災後中期における本部運用訓練を実施した。特に、震災時の部隊運用の見直しや緊急消防援助隊の受入れの検討を行い、訓練に反映させた。

## 航空消防体制の充実

救助隊との連携活動の充実・強化を図るため、救助隊の中から航空救助連携隊を指定するとともに、指定以外の救助隊についても、航空救助連携隊の活動支援を任務とする航空支援隊として位置づけて連携訓練を実施した。

## 救助隊発足 40 周年関係事業の推進

昭和39年8月、日本の消防機関としては最初の消防特別救助隊が横浜で運用を開始して40周年を迎えたことから、平成16年8月20日に横浜救助40年の軌跡を振り返る記念シンポジウムを開催し、このシンポジウムを基に記念誌を発行した。

## 放火火災対策等の強化推進

放火対策を推進するため消防隊等による巡回警戒実施要領を定め、自治会、町内会等において地域住民との話し合いにより巡回時間やルートなどの、要望を反映させる仕組みをつくり、地域住民と共同して実施した。

## 新たな執行体制の構築に向けた検討

今後の行政需要の増大に対応できる組織運営体制を確立するため、勤務形態、部隊運用などより効率的・効果的な警防活動体制のあり方について検討を行った。

## 消防団訓練の推進

可搬式小型動力ポンプによる火災防御訓練を始め、各消防団器具置場に配置してあるチェーンソーなどの地震対策用救助資機材などの訓練指導のほか、本年度より地域防災拠点の配置資機材についても習熟訓練を行い、消防団災害防御活動がより円滑化するよう訓練指導を行った。

## 指 令 課

### 消防・救急デジタル無線整備に関する調査及び検討

消防・救急デジタル無線整備に伴い、警防対策委員会第四作業部会「消防・救急デジタル整備に伴う検討」において、デジタル無線移行に伴う各種施策への影響等について検討するとともに、外部委託により調査を実施し、基本構想を策定した。

### 救急管制チームの編成に向けた検討

医師や救急救命士で編成する救急管制チームを編成し、119番通報救急要請受信時の緊急度識別及び医療機関を受診する必要性の有無等について、市民が相談できる窓口のあり方について、検討を行った。

### 有線・無線設備の充実強化

消防署所の整備及び消防車両等の増車・更新に伴い、有線系・無線系機器を整備し、有線・無線設備の充実強化を図った。

- ・車載無線機 消防系25W 更新11台 救急系25W 新規1台
- ・携帯無線機 消防系1W 新規1台
- ・署系無線機 車載用1W 新規1台 更新11台 隊員用1W 新規1台

### 指令コンピュータ設備のソフトウェアの改善

円滑な指令管制業務と各種情報の変化に対応するため、指令コンピュータのソフトウェアの改善を行った。（災害情報インターネット版を10月1日より開始した。）

また、部隊の増設、町名変更等による災害出場計画表の変更に伴い、データ変更を行った。

### 指令通信技術の向上

災害時の的確な情報受伝達体制を確立するため、ヘリコプターテレビ映像や災害監視カメラ映像操作及び地域衛星通信ネットワークを活用した防災映像送受信訓練を行うとともに、大規模災害に備え、指令班応援職員に対する災害受信習熟訓練を行った。

また、急増する119番通報受信時における応急手当口頭指導をよりの確に行うため、指令課員の知識・技術の向上を図った。

## 計 画 課

### 各種消防計画の見直し

東海地震に関連する情報体系や水防法の改正による鶴見川の洪水対策について、「横浜市防災計画」の改正が行われたことから、これらとの整合を図るため、各種消防計画の見直しを実施した。

一方、本市危機管理の基本を定めるため策定された「横浜市危機管理指針」及びこの実現のために策定された「横浜市緊急事態等対処計画」に基づき、当局が定めている既定マニュアルの精査と新規策定事案の検討を実施した。

また、緊急消防援助隊に係る改正消防組織法の施行に併せ、本市における緊急消防援助隊等の受入体制を定めた。

### 警防計画の策定事務の推進

平成 15 年 12 月に改正した「警防計画策定基準」に基づき、全市において 2,618 対象のうち 1,412 対象(53.9%)が新計画に更新された。

### 防火水槽の整備

#### 1 防火水槽の整備

公設防火水槽の総数は2,623基(100m<sup>3</sup>・346基、40m<sup>3</sup>・2,277基)であり、増加数は31基(100m<sup>3</sup>・2基、40m<sup>3</sup>・29基)である。

#### 2 消火栓の増設

消火栓の総数は57,560基(公設53,500基・私設4,060基)であり、増加数は490基(公設501基増・私設11基減)である。

#### 3 消防水利の維持管理

常時正常に使用できるよう、防火水槽内部の補修工事や蓋・蓋枠の取替え、設置位置の調整等の委託業務を実施した。

#### 4 防火水槽整備基準の策定

新たな防火水槽整備基準を策定し、175の整備必要メッシュに必要な水量を確保することを整備目標とし、公設での防火水槽設置用地が確保困難なメッシュにおいて、民間事業者が建設する耐火建物の基礎部分を利用して地中ばり水槽等を設置していただき、その建築費に補助金を交付する消防水利施設設置補助金交付制度を創設した。

### 宅地開発事務の見直し

「横浜市消防局開発事務取扱規程」及び「同事務処理要領」を制定し、防火水槽を主体とした消防水利設置指導を適正に実施した。

また、担当職員56人に対し、事務処理要領の統一性を図る教育を実施した。

### 火災調査業務の充実

- 1 火災調査に携わる専門調査員の技術と鑑識能力の向上を図るため、平成12年度から実施している専門調査員実務研修を初級と上級に区分して、経験と知識技術レベルに合わせた研修(初級12回36



人、上級6回12人)を実施した。

2 専門調査員を養成するため、10日間(12月6日から12月17日まで)にわたり教育課が実施した現任教育専科課程火災調査科に協力し、専門調査員37人を養成した。

3 調査知識の向上を図るため、外来講師(神奈川県警察科学捜査研究所 物理科長 土方忠道氏)を招へいし、「火災現場での消防と警察の連携」を題目とした火災調査実務研修会を7月28日に実施し、各署調査指揮者及び調査担当者等73名が受講した。

## 火災調査協力員協定の締結

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成15年6月18日法律第84号)により、消防庁長官が自らの判断において特に必要があると認めるときには、火災原因の調査を行うことができると消防法が改正された。国による主体的な火災原因調査体制に協力するため、火災調査協力員制度が創設され、消防研究所と火災調査協力員の派遣に伴う協定の締結を6月1日に行った。

## 火災原因の分析と火災統計業務の充実

火災原因の分析と火災統計データの活用を効率的に行い、月報、年報の作成を行うとともに、各課署に火災資料の提供を行った。

## 司法機関等への協力

火災調査結果に対する照会が、弁護士会4件、警察署9件、裁判所1件、計14件あり、内容を検討し回答を行った。

## 情報公開請求への対応

横浜市の保有する情報に関する条例に基づく申請が5件、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく申請が5件あり、火災調査書類の開示を行った。

## 救 急 課

### 救急搬送体制（平成17年4月1日現在）

- 1 救急隊数 61隊（18消防署及び43消防出張所に配置）
- 2 救急隊員（専任） 491人（救急救命士：363人、救急標準課程修了者：62人  
救急 課程修了者：61人、救急 課程修了者：5人）
- 3 救急自動車 82台（実働車：61台、非常用21台）
- 4 救急救命士 396人（専任救急隊員：363人、管理部門等：33人）

### 救急需要増加への対応

- 1 標準救急隊の運用に向けた検討  
119番受信時に緊急度を識別し、傷病の程度に応じた救急対応を図る体制の検討の中で、高規格救急隊でない、いわゆる標準救急隊のあり方について、警防対策委員会第2作業部会において検討を実施した。
- 2 救急業務に係る費用負担のあり方の検討  
「本来の救急業務に該当しない事案」の判断や費用負担のあり方について、横浜市救急業務委員会で検討をするとともに、本件について総務省消防庁に文書照会を実施した。
- 3 市民意識調査の実施  
救急需要の増大に伴う諸課題等に対する市民意識を把握するため、市民、消防団員、家庭防災員等合計5,400人を対象として、アンケート形式での市民意識調査を実施した。

### 救急自動車及び救急資器材の増強・整備

保土ヶ谷消防署榑太坂消防出張所に新たに救急隊を増強配置し、平成16年10月3日から運用を開始。市内の救急隊は61隊となった。

また、併せて救急自動車13台を更新した。

### メディカルコントロール体制の充実強化

- 1 メディカルコントロール協議会（横浜市メディカルコントロール協議会）  
本市におけるメディカルコントロール体制の充実を図ることを目的として、平成14年12月5日に、横浜市救急業務委員会幹事をもって構成した「横浜市メディカルコントロール協議会」を設置し、平成16年度においては、救急救命士の処置範囲拡大について審議を行った。
- 2 救急救命士等に対する指示・助言体制（横浜市救命指導医制度）  
メディカルコントロール体制における、救急救命士等に対する常時かつ迅速な指示・助言体制として、消防指令センターに医師が勤務する「横浜市救命指導医制度」を平成5年8月から運用しており、24時間365日の指示・助言体制を確立している。
- 3 救急活動の事後検証体制の充実  
消防局における救急活動に関する検証（一次検証）に加え、医学的観点からの医師による検証（二次検証）を平成15年度から実施している。

#### 4 救急隊員の再教育

##### (1) 救急救命士再教育研修

平成7年度から、救急救命士資格取得後3年ごとに、最新の医療技術・知識の修得等を目的とした病院臨床実習を実施しており、平成15年度より資格取得後2年ごとの研修とした。

平成16年度は、150人の救急救命士に対し、8医療機関でそれぞれ6当直実施した。

##### (2) 症例検討会

平成4年度から、救急隊員等に最新の救急医療の現状と医学知識を修得させ、技術レベルの維持向上を目的として実施しており、平成16年度は、8医療機関等で実施し、計1,456人が参加した。

##### 救急救命士実務研修（就業前研修、単位取得研修）

救急救命士国家試験合格後、救急救命士として必要な処置知識及び技術を習得させることを目的として実施している。研修内容は、所属において行う習熟研修、病院において当直で行う研修を実施したのち、救急業務に従事しながら行う特定行為に関する研修として単位取得研修を実施している。

#### 救急隊員の知識・技術の向上

救急車両及び積載資器材等への習熟等を図るための訓練、救急隊の活動能力の向上を図った。

#### 横浜市救急業務委員会

救急隊員の行う応急処置範囲の拡大、救急救命士の業務開始等に伴い、救急業務に関する諸問題の解決と医療機関とのより円滑な連携を図るための恒久的な検討機関として平成4年度から「横浜市救急業務委員会」を設置している。

平成16年度は「新たな消防救急システムの構築について」及び「救急業務に係る費用負担のあり方について」の2点について検討し、第9次報告が取りまとめられた。

#### 心電図伝送

急性心疾患と疑わしい傷病者に対する正確な病態把握を行うために、救急自動車内の標準四肢12誘導心電計により得た心電図を救命指導医に伝送して、救急隊員に病院選定への適切な助言を行うことを目的として平成7年度から実施しているもので、平成16年度は5隊に整備し、全救急隊に整備が完了した。

#### 救急の日関連事業

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、昭和57年に「救急の日」(9月9日)及び「救急医療週間」(9月9日を含む日曜日から土曜日の1週間)が制定されたことを受け、消防局においても救急の日関連事業の推進を図っている。

主な内容は、救命講習会、救急指導会、総合訓練で、平成16年度は、救急医療週間中に計107回の講習会等を実施、18,455人が参加した。

#### 感染防止対策の推進

##### 1 感染防止対策用洗濯機・乾燥機の整備

救急活動後の二次感染を防止するため、感染防止対策用の洗濯機・乾燥機を全救急隊配置署所に整備が完了した。

## 2 オゾン殺菌装置の整備

救急車内の殺菌が効果的に実施できる、空気循環式オゾン殺菌装置を全救急隊に整備が完了した。

### 応急手当の普及啓発事業の推進

救急事故発生の際に現場に居合わせた市民が速やかに、かつ、適切な応急手当を実施することは、傷病者の救命効果の向上を図る上で極めて重要であることから、平成6年8月1日に「横浜市消防局応急手当普及啓発規程」を制定し、市民に対する応急手当の普及啓発の積極的推進を図っており、平成16年度は、21,595人に救命講習を実施した。

### 民間における患者等搬送事業

平成2年4月1日制定の「横浜市患者等搬送事業認定要綱」に基づき、認定を受けようとする事業者からの申請を前提として、要綱の基準に適合している事業所への認定及び認定マークの交付並びに事業所認定の条件となる乗務員に対する講習及び乗務員適任証の交付等を行政指導の立場で実施している。

1 認定事業者数	8事業者
2 車両台数	18台
3 乗務員適任証保有者数	40人

(平成17年4月1日現在)

### 救急活動要領の策定

救急出場から帰署までの一連の基本的活動要領、メディカルコントロール体制における症状別活動要領等について体系的に定め、救急活動の標準化を図ることで、増加が続く市民からの救急要請に、より効率的かつ的確に対応し、迅速で適正な活動内容を担保することを目的として救急活動要領を策定した。

# 管 理 課

## 教育内容の充実及び教育訓練施設の整備の検討

### 1 教育内容の充実

社会情勢の変化等に適応するため、教育内容の充実を図り、教育の実施状況の調査結果と各所属からの要望等を勘案し、平成17年度消防教育年間計画に反映させた。

### 2 教育訓練施設の整備の検討

学校教育訓練施設について、長期的視野に立った整備、検討を行った。

#### (1) 校舎棟屋上防水工事

施設の長寿命化を図るため、老朽化した校舎棟屋上の防水工事を行った。

#### (2) 救急救命士養成所再整備

救急救命士養成所の再整備に係る総合調整を行い、新校舎に移転した。

## 消防学校教育以外の施設利用状況

平成16年度

施設	利用団体		消防団・自衛消防隊		厚生活動等		計	
	団体	人員	団体	人員	団体	人員	団体	人員
合計	87	3,518	139	3,383	14	2,646	240	9,547
大訓練場	7	1,244	137	3,043	4	1,859	148	6,146
小訓練場	43	573	0	0	0	0	43	573
屋内訓練場	35	1,381	1	170	10	787	46	2,338
消火訓練場	2	320	0	0	0	0	2	320
水難救助訓練場	0	0	1	170	0	0	1	170

\* 消防局・消防署が行った訓練は含まれていません。

(管理課)

## 教 育 課

### 消防職員教育の充実

消防の職務遂行に必要な知識・技術の修得及び各種資格を取得させ、執務能力の向上を図るとともに、体力強化・健康管理の徹底をととして災害対応力の強化を図るため消防職員教育を実施した。

#### 1 消防学校教育

##### (1) 初任教育

初任教育は、新採用職員に12か月の教育を、下記の3期に分けて実施した。

##### ア 初任基礎教育

基礎的知識・技術の修得及び各種資格を取得させるほか、職責の自覚・使命感の確立、強靱な体力の錬成及び豊かな人間性を備えた消防職員の養成を基本方針とした。

##### イ 初任実務教育

初任基礎教育で修得させた基礎的知識・技術を業務上実践させ、対応力の向上を図った。

##### ウ 初任総括教育

初任実務教育の効果を確認の上補正し、職務に即応しうる能力の養成を図った。

##### (2) 現任教育

現任教育は、次の区分により実施した。

##### ア 経営・運営責任職教育

消防署副署長及び警備課長を対象に職務遂行に必要な幅広い知識のほか、指揮・管理能力の向上を図ることを目的として実施した。

##### イ 昇任者教育

消防司令、消防司令補及び消防士長への階級昇任者を対象に、それぞれの階級に応じた職責の自覚、管理監督・危機管理能力の向上を図り実施した。

##### ウ 専科教育

救助隊員養成科、救急救命士養成科等、業務遂行に必要な専門的かつ高度な知識・技術の修得及び資格取得を目的として実施した。(9科を実施)

##### エ 特別教育

防火指導教育、安全運転教育等、社会情勢の変化に対応しうる専門的知識・技術の修得及び資格取得を目的として実施した。(5教育を実施)

#### 2 委託教育

消防業務遂行上必要な専門的知識・技術の修得及び各種資格を取得させるために、消防大学校、その他の教育・研修機関へ職員を派遣して教育を実施した。

#### 3 その他の教育

職員の技能の向上、自己開発の要望に積極的に対応するために、外部講師等による講演を公開講座として実施するとともに、各教育を公開講座として実施した。(17回549人に実施)

### 消防団教育の充実

大規模災害時における対応力の向上を図るため、地震対策資機材の習熟訓練、消火・救助・応急救護技術の教科を重点に、新たに班長となった団員を対象に初級幹部教育を、分団長以上の幹部を対象に中級幹部教育を実施した。また、災害現場において中核的な活動をするとともに、消防団員の指導的立場となる団員を対象とし、新たに専科教育警防科を実施した。

## 市民消防教育の充実

市民等の消防・防災に関する知識の習得、消火・避難等の体験をととした災害対応能力の向上を目的に実施した。

## 教育内容の充実及び教育訓練施設の整備

### 1 教育内容の充実

#### (1) 到達目標に基づく教育の実施

「消防学校の教育訓練の基準」の改正に伴い、各教育ごとに到達目標を定め、これに基づく教育カリキュラムを編成するとともに、社会情勢の変化等に柔軟に対応できるものとするため、適宜、教育内容の見直しを行った。

#### (2) 「新体力テスト」の実施

「新体力テスト」を導入実施し、その結果を集計、分析するとともに、年代別、業務別の体力の現状と課題を抽出し、職員全体の体力の底上げを図るべく、職員個々のトレーニングメニュー等を具体的に指導できる体制を構築した。

### 2 教育訓練施設の整備

救急救命士養成教育等の充実を図るため、救急救命士養成所の再整備を行った。

# 研究開発課

## 消防科学研究の推進

火災原因調査等の充実を図るため、各種の測定機器や情報処理装置を活用するとともに、次の業務を行った。

- 1 火災の科学的な原因究明手法に関する調査研究  
火災の原因を合理的に究明するため、ガスクロマトグラフ分析装置を活用した引火性液体の分析手法の確立と外部の研究機関が保有する高度分析装置の使用に関する調査研究を行った。
- 2 火災原因調査における鑑識、鑑定並びに実況見分  
消防署からの依頼に基づき、火災原因を科学的に究明するため、当局保有機器のほか、外部研究機関等で保有している分析機器を使用することにより、鑑識・鑑定結果の精度向上を図り、調査業務及び火災予防施策に必要な資料とした。
- 3 危険物等の判定試験  
危険物規制事務を適正に執行するため、消防署等からの依頼に基づき、危険物の規制に関する法令に従って判定試験を行った。
- 4 鑑識・鑑定研修会の実施  
火災原因調査を行う上で、消防署調査員が必要とする原因の分析及びその調査手法の技術を習得するため、研修会を実施した。

## 消防機器開発・改良の推進

- 1 消防資機材等の開発改良業務
  - (1) 消防隊員現場活動支援装置の開発  
新消火システム開発で得られた経験から、濃煙・濃水蒸気下での消防隊員の安全確保・水損防止のため赤外線を利用した消防隊員現場活動支援装置開発に着手するため基礎的な調査・設計を行った。  
また、本装置開発のため独立行政法人消防研究所と「大規模閉鎖空間における消防活動に関する研究」に関する共同研究を引き続き行い、閉鎖空間における消火実験等を行った。
  - (2) 新消火システムの改良  
水/空気2流体混合噴霧放水による少量の消火システムの研究開発の一環として、実火災に対する有効性を確認するため実働消防隊に背負いタイプ放水装備と可搬ユニットタイプの検証配置を警防課が行い、配置中の部隊からの要望により、試作機に必要な改良を行った。  
さらに、研究開発の成果について全国消防技術者会議や日本火災学会への研究発表を行った。
  - (3) 救助タッグの試作  
消防機器資材の開発改良に関する提案の募集による優秀作品のうち、警防課の推薦により、円滑な災害現場活動に寄与するため、現場における救助者の管理を行うための救助タッグを試作し、消防隊等による試用を行うこととした。
- 2 消防機器資材の開発改良に関する提案の募集
  - (1) 応募作品数 機器提案 43点
  - (2) 入賞作品
    - ア 優秀作品 3点（消防訓練センター所長表彰）
      - (ア) 「救助タッグの提案」( 神奈川消防署 )
      - (イ) 「ドア開放固定・検索完了明示金具」( 旭消防署 )
      - (ウ) 「警戒区域設定テープカートリッジ式巻取り器具の考案」( 港北消防署 )



- イ 横浜市消防表彰条例及び同規則等に基づく上申作品（消防局長表彰）  
「警戒区域設定テープカートリッジ式巻取り器具の考案」（港北消防署）
- ウ (財)全国消防協会主催の募集への応募作品（3点）  
本件募集について、上記アの3点を応募した。

### 地震観測業務の推進

微小地震計を市内4箇所に設置し、併せて市内及び周辺に独立行政法人防災科学技術研究所（文部科学省所管）が設置している微小地震計6箇所からデータを取り入れ10点観測を行っている。平成16年の地震観測状況は、観測総数1,901回であった。これらのうち、横浜市内を震源とする地震は30回であった。

また、観測結果は消防局ホームページ等を通じて公開している。

## 航空管制科・整備科

### 航空消防体制の充実

横浜ヘリポートは、昭和57年4月、国内で初めて航空灯火を完備した24時間離着陸可能な非公共用ヘリポートとして開港し、神奈川県警察航空隊と共同使用している。現在、消防局では、2機のヘリコプターと操縦士、整備士及び航空救助員を配置し、24時間災害に即応する体制を確立している。また、平成16年度は、航空救助員制度及び航空消防戦術の見直しを図り、航空救助活動等の任務を円滑に遂行できる体制を確立した。

平成16年度中のヘリコプター運航状況は、第1、第2航空隊合わせて516回出場し、そのうち災害出場は81回で、火災状況の情報収集及びヘリテレビ映像伝送活動を実施した。

なお、10月23日に発生した新潟県中越地震において、第2航空隊を緊急消防援助隊として派遣し、被災地の状況を総務省消防庁及び関係防災機関へ映像伝送するとともに、要救助者の搜索活動を実施した。

### 航空活動業務

航空隊は、各種災害活動を行うため、次のような業務を実施した。

#### 1 各種訓練

- (1) あらゆる場面で安全な運航を確保するため、緊急操作訓練をはじめ計器飛行訓練、夜間飛行訓練及び長距離飛行訓練等を実施した。また、新採用職員（操縦士）に対して限定変更資格（操縦資格）を取得させた。
- (2) 航空救助活動等の任務を円滑に遂行できる体制に移行するため「横浜市消防局航空救助員等に関する規程」を改正し、これに係る訓練を実施した。
- (3) 広域応援出場体制の強化、受援体制の確立のため、所属での訓練の他、神奈川県消防学校教育において、県内各消防本部職員との連携要領等の教育訓練を実施した。

#### 2 各種実態調査

- (1) 市内高層建物の屋上等について、ヘリコプターでの活動可否状況を調査した。
- (2) 緊急時に離着陸のできる公園や広場、グラウンド等について調査し、国土交通省へ飛行場外離着陸場の許可申請を実施した。

### 整備業務

航空機の安全運航を確保するため、航空法及び航空機製造会社が定める各種点検、並びに国土交通省航空局が発行する検査要領に基づき、次の点検整備を実施した。

- 1 日常点検として、飛行前後及び飛行間に行う点検等を毎日実施した。また、定期点検として、飛行時間25時間ごとに行う点検及び、60日ごとに行う点検等を定期に実施した。
- 2 年1回の実施が義務付けられている機体の耐空証明更新検査（自動車検査に相当）の整備を、国土交通大臣が認定する整備工場に委託するとともに、その整備状況についての確認検査を実施した。
- 3 平成7年4月1日に運用開始した第1航空隊が、導入から10年目となり、エンジン等主要な部品が3,000時間の限界使用時間に到達するため、大規模な点検整備（120か月点検）を実施した。

# 横浜市民防災センター

## 市民防災センター機能の利用促進

市民防災教育のより一層の充実を図るため、平成14年度から展示室の無休化を実施している。これに伴い、広報誌への掲載や観光案内所等にパンフレット配布依頼などのPR活動と併せて、家庭防災員、少年消防クラブ員及び町の防災組織等の防災関係者はもとより、研修センターや学校関係者と連携して多くの市民の利用を促進し、各種災害に対する備えと自主防災意識の向上に努めた。

## 施設の目的

市民防災センターは、横浜駅周辺の災害及び市内の特殊災害に対応する特別消防隊を配置し、消防力の強化を図るとともに、市民防災教育の場として展示施設、地震の模擬震度体験、視聴覚研修、消防訓練等を通じ、防災知識の普及を推進させた。

また、災害用物資の備蓄を行い、大地震等の災害時には、隣接公園と一体化した、一時避難場所として救護・給食・給水及び備蓄物資の放出等救援活動の拠点としての機能を有している。

## 施設の機能

### 1 特別消防隊

各種災害に対応する救助資機材等を備えた特別消防隊として救助工作車・耐熱救助車・高発泡車・無人放水車・消防機動二輪車の5台を配置し、横浜駅周辺の地下街、高層ビル等の災害及び市内の特殊災害に対応した。

### 2 市民防災教育

体験施設、視聴覚施設、防災展示施設等により市民に防災知識の普及を図るとともに、町の防災組織、家庭防災員、自衛消防隊員、消防団員、少年消防クラブ員の防災技術の向上に努めている。

また、市民及び事業所等に対し、防災ビデオテープの貸し出しを行った。

### 3 災害用物資

大地震等の災害に備え、非常用食料・飲料水・毛布等の救援物資及び各種防災資機材を横浜市防災計画に基づき備蓄保管した。(総務局所管)